

原文	現代語訳
<p>乍恐穢多共惣連判ヲ以御歎奉差上</p>	<p>恐れ多いことですが、穢多たちが総連判をして歎願を差し上げます。</p>
<p>一 此度御改革ニ付、従御上様御儉約御嚴重ニ御触書、御百姓様へ一同ニ被為仰付、難有奉畏候所、猶又、御國中穢多共一統へハ別段御趣意被為仰付、甚々以恐入、穢多共一統必至難澁仕候段、恐入、左ニ御歎奉申上。</p>	<p>一 こんどの改革で、お上より儉約のことについて嚴重にするようにとの通達を、お百姓一同仰せ付けになられ、ありがたく、かしこまっておりましたところ、その上にまた備前の国中の穢多たち一同へは、別途の御趣意を仰せ付けになり、とても恐れ入っております。恐れ入りますが、穢多たち一同が、必ず難澁いたしますことを、左記に歎願申し上げます。</p>
<p>一 穢多共衣類有合之品、其儘当分着用可致。尤、新ニ調候義は、無紋・澁染・藍染之外、決して着用不相成候様被為仰付、奉恐入。下賤成ル穢多共候得共、御田地御所持仕、御年貢上納致、殊ニ、非常ニ御備ニも相成居申者候得ば、右躰之衣類被為仰付候ては、老若男女に至迄精氣落、農業守も打捨可申程之義、心外歎鋪奉存候。</p>	<p>一 穢多たちの衣類は当分の間有り合わせの品をそのまま着用すること、しかし新調するときは、無地の澁染・藍染の外は決して着用してはならない、と仰せつけられて恐れ入っております。下賤な穢多たちでございしますが、他備を持ち耕作し年貢を上納し、ことに非常のときには警備にもついている者でございしますから、右のような衣類にせよとおっしゃられては、老若男女に至るまで気落ちし、農業をすることもほうってしまうほどで、全く心外で歎かわしく思っております。</p>
<p>一 古往より、御國中御百姓判頭、并穢多判頭一同共御寄被成、御両頭并ニ大庄屋様、一ヶ年ニ五度御廻村被為遊、御政事御嚴重ニ被為仰付候。難有直々奉承、夫より穢多判頭、組下一等寄合仕、御上意之趣篤と申聞、若者共へハ猶以、難有御国之御仁政ヲ奉感佩、不埒之もの無御座候様、第一耕作出精仕、御田地大切ニ相守、御年貢無遅滞奉納居申様申聞候所、右躰之衣類、追々着用仕候てハ、世間通行相叶不申程の御趣意被為仰付、恐入、迷惑至極歎敷奉存候。</p>	<p>一 古来から、備前国中の百姓判頭と穢多判頭一同を集めになられ、両頭様並びに大庄屋様が一ヶ年に五度村々を廻られ、政治むきのことを嚴重に仰せ付けになられております。直々にありがたくそれをお聞きして、それから、穢多判頭が組下の一同を集めて、お上からの通達をしつかりと申し聞かせております。若者たちへは、更に、ありがたい備前の国の仁政を、深く心に感謝していつまでも忘れないようにし、ふとどき者のございませぬように、耕作に精出すことを第一にし、田を大切に守り、年貢を遅れることなく納めるようにと申し聞かせております。そうしておりますのに右のような衣類を追々に着用しましては、世間を歩くことはできません。このような御趣意を仰せ付けられ、恐れ入りますが迷惑することこの上なく、歎かわしく存じます。</p>
<p>一 天保十三寅ノ秋、御儉約御嚴重ニ御触書、御百姓様一同ニ被為仰付、難有御請印形奉差上候処、猶又、穢多共へハ別段之御趣意被為仰付、穢多共一統連判ヲ以、目明へ歎書奉差上候所、御上様御慈悲ヲ以、別紙御書下御宥免被為仰付、重々難有奉畏候処、又候此度、右躰被為仰出、誠に以奉恐入、迷惑至極に奉存候間、何卒、御上様戴御慈悲、無紋澁染之所御宥免被為仰付、御百姓様一同之印形奉差上候様、御仁政之御慈悲、偏ニ御歎奉申上候。</p>	<p>一 天保十三寅年(1842)の秋、儉約について嚴重なお触書が出され、百姓一同に仰せ付けられ、ありがたく請印を差し上げました。ところが、更に穢多たちへは別のお触れを仰せ付けなされました。穢多たち一同は連判して目明かしへ歎願書を差し出しましたところ、お上の御慈悲で、別条のお触れは許して下さり、心からありがたくかしこまっておりました。ところがこの度、また右のようなことを仰せ出されました。誠に恐れ入りますが、とても迷惑に思っておりますので、どうかお上の御慈悲で無紋の澁染のところを許して下さり、百姓一同と同じ請印を差し上げるように、御仁政の御慈悲をひとえに歎願申し上げます。</p>

一
御國中穢多共之内、御城下近在五ヶ村穢多共、番役等仕居申者有之。者猶又、御牢屋鋪并ニ川下死罪之者有之候節、其手御用相勤居申者も数多御座候ハ、五ヶ村穢多共ハ素より、其外類村同様、兼て御用替之穢多共役人ト、年々村々へ、御米四俵宛奉頂戴居申義、諏訪御用之節、奉御忠勤尽身分ニて、乍恐御座候故、御百姓一同ニ、御承知可被有候得ば、兼て役人村と御唱被成候故、盜賊又ハ強盜・荒破者等参居申時、其村引請番役人ハ不及申上、其外無役之者迄、即座一命可相拘も不厭候て、御用出精緻、奉尽御忠勤所、右躰之衣類着用仕候てハ、御城下或は在々浦々至迄、盜賊又ハ胡乱ケ間鋪者、遠見より道ヲ替、逃隠行逢ひ不申、色々徘徊、左候得ば、人相見立ハ猶以難出来。然上ハ、召捕候義相成り不申。其時、御用懈怠ト罷成候様、乍恐奉存候。

一
穢多共一同、以前寅ノ年御儉約之後は、別て農業相励、大作致、御年貢多分ニ払上候ヲ手柄致、我一ト御田地当作仕、高面、高年貢之御田地、又は散田同意之地所ニ際り、穢多共へ御預ケ被成、殊に、所持仕候御田地も、同断引合の義不厭、直段下直ヲ引合ニ仕、相求候て耕作仕相励、勿論、手余散田等猶又当作致。右躰之御田地故、少違作之年柄ニは、忽御年貢出来不申。然共、日雇峠又は草履・藁鞋等、昼夜ニ不厭作出、御年貢無恙上納致居申段、村御役人様組下之銘々故、篤ト御承知被為有候。無左てハ、散田・荒所等儘出来仕、年々御役人ト罷成申候。

一
暮之御年貢指支之時、他借等仕候者、穢多共之内ニ多御座候義、他国縁組取遣居申候ニ付、其由縁ヲ以、時之振替致、左様之者ハ、取訳麦・菜種子等多分ニ蒔付、右作出シヲ以、毎歳無指支返済仕。然ば、近来何トなく、裏毛凶作儘御座候。其節、村中身元相応暮居申者助合、銀札又は衣類等取替呉、右之品質入借用方、当難身凌仕候処、右躰之、別段衣類ニ相極り候てハ、只壺枚之時借用等も不相成。忽論、預り呉候者ハ猶以無之、勿迷イ惑仕、暮御年貢指支之、方便ヲ失ひ候様罷成り、然上ハ、追々亡所之基ト、乍恐奉存候。左なくてさへ、御役人は年々出来仕候哉、重々歎鋪奉存候。

一
備前国中の穢多たちの中で、御城下近くの国守・富原・竹田・二日市・神下りの五カ村の穢多たちは、番役などをしております者があります。更には又、牢屋敷や川下（の柳原刑場）で死罪のある者があるときには、その方の御用を勤めておる者もたくさんございますので、以前から五カ村の穢多たちはもちろん、その他の穢多村も同様に、御用代行の穢多役人として村々へ年々お米を四俵ずつ頂戴いたしております。これは、恐れながら、すわ一大事のとき忠勤を尽くす身分だからでございます。ですから、百姓一同も承知なさっているもので、兼ねてから役人村と言われております。それで、盜賊や強盜・荒破者（スパイ）などがやってきた場合、その村の番役人は言うに及ばず、その外的一般の者まで、即座に、一命を投げうつのもかまわず御用向きを勤め、忠勤を尽くしておりますところですので。右のような衣類を着用するようになりますと、盜賊とかあやしい者は遠くからこの衣類を見て道を替え、城下、あるいは村々や浦々まで、番役に行き逢わないように逃げ隠れし、処々を徘徊します。そうならば、悪人を見付けることはなおのことできにくくなります。そうならば、捕らえることができなくなります。恐れながら、そのときには、仕事を怠けているということになるだろうと思います。

一
穢多たち一同、以前の天保十三寅年の儉約令以後は特別農業に励み、多くの田を耕作し、年貢をたくさん上納することを手柄と考え、我勝ちに田を耕作してきました。高い年貢率・高い年貢の田、又は散田（耕作者がおらず荒れはた田）と同じような地所に限って穢多たちへお預けになります。穢多が所持しております田も、散田条件様で引き合わないことも厭わず、値段が安いことを条件にして買い求めて耕作に励み、もちろん手余り地や散田なども耕作します。右のような田ですから、少しでも虫害・天候不順などで不作の年にはたちまちに年貢米ができません。そのようなときでも日雇い稼ぎや草履・草鞋を作つて売つてなど昼夜をいとわず働き、年貢をつつが納めておりますことは、村役人様の組下の者たちの一人一人のことですから、よく御承知なさっていると思ひます。そうでなくては、散田や荒らした田畑がそちこちに出現し、年々厄介なことになると思います。

一
暮れに納める年貢が納入できないとき、借金をする者が穢多たちの中に多くございます。他国との縁組みをしているので、その縁で借金をします。そのような者はとりわけ麦や菜種などを多く蒔きつけ、その取り入れて、毎年支障なく借金を返済します。ところで、近頃はどうか裏作に時おり凶作のことがございます。そのときには村の中で身分相応に暮らしている者が互いに助け合い、銀札又は衣類を貸してくれ、それを質に入れて借金をし、当座の暮らしを切り抜けております。であるのに右のような特別の衣類に決まっていたのでは、たった一枚のときには借りることができません。もちろん、そのような着物を預かってくれる者はなおさらなくて、たちまち困ってしまい、暮れに納めるべき年貢に差し支え、便宜的手段を矢つてしまいます。恐れながら、そうなるとだんだん村が滅びる基であると思ひます。そうでなくても、厄介ごととは年々でてきているではありませんか。重ね重ね歎かわしいことと思ひます。

一

持掛りニても、定紋付之分、決して着用不相用候様、被為仰付、奉恐入。然共、新調銘々定紋付、杯仕居申者御座候。尤、一ヶ村ニ壹人ト式人は有間鋪程も、乍恐無叶、十人ハ七八人迄縞紋之古着買求、着用仕候ゆへ、紋付等之染地は別て直段下直御座候得ば、皆他之定紋ニて乍恐御座候。難渋之者ニてハ、兎角代物引合、直段下直之物ヲ好ミ、損益不厭、当分の身凌致衣類之義ハ、只壹匁ニても御年貢指支之時分引当致、兎角手早上納仕義、一同心配相励居申処、此度之御趣意承り候てハ、老若男女共、身分如何相成り候哉と、昼夜之苦ミ難尽申上、明々涙ヲ流し、如何之因縁ニて、又候別段之御下知被為仰付、心外歎鋪奉存候。

右之前文、逐一御歎奉差上候段、古来穢多共身分御隔ニ相成候故、御百姓様へ礼儀正補仕居申所、此度、別段御触出被為仰付、御請印形可致之趣、村御役人様被仰聞、重々恐入奉存候。乍恐、右之御趣意之印形奉指上候得ば、弥以、向後衣類ハ洪染・藍染之義、御断奉申上候。御百姓様一統闕文、御儉約筋之印形ニて、乍恐御座候由、何卒御慈悲之上、御歎奉指上。右躰之品相極り候てハ、自然、病難又ハ御年貢不足仕候節、衣類質物ニ入来シ、売払候て、当難相凌候義ハ相成り難キ、此段御堅察之上、何卒、古来之通、御宥免被為仰付候得ば、生々世々の御国恩、如何計難有仕合奉存候。以上

一

現在所有している物でも、定紋付の着物は決して着用してはならないと仰せ付けになられ、恐れ入っております。しかしながら新調するとき、銘々の定紋付のものなどを作る者などはございません。もともと、一カ村に一人や二人は定紋付を作る者があるかもしれませんが、恐れながらほとんどみんなそういう物は作れません。十人中、七～八人までの者は縞柄紋付の古着を買って着ております。紋付などの染地はとりわけ安価なので、恐れながら、皆他の家の定紋でございます。難渋している者はとにかく代金の引き合う、安価な物を好み、損得をあれこれ言わす、当座の暮らしを切り抜けています。年貢を納めるとき不足があれば、衣類はたったの一匁であっても年貢が差し支えたとときにその不足を埋めるのに使い、とにかくさっさと年貢を納め、とをみんなが心配りし、励んでおるところです。ですのにこの度のお触れを承知しますと、老若男女とも、身の上がどのようになるだろうかと、昼夜をとおして苦悩しておりますことは筆舌に尽くし難うございます。みんな涙を流し、何の因果でまたしてもこのような別段の命令を下されたのか、心外で歎かわしいことだと思っています。

右の前文で逐一歎願をいたしましたのは、昔から穢多身分を差別されてきましたので、百姓へは礼儀正しくしておりましたところ、こんど穢多身分の者へは別段のお触れを仰せ付けられ、請け印をすべしとのことを村役人から聞かされ、重ね重ね恐れ入っております。しかしながら右の御趣意の請け印を差し上げましたら、いよいよ、以後衣類は洪染・藍染ということになりますので、お断り申し上げます。恐れながら、百姓の皆様は別段の項は欠文で、儉約についての請け印であるとのこと、何とぞ御慈悲を下さるよう、歎願書を差し上げ申します。右のような衣類に決まりますと、いすれ病気のときや年貢米が不足したとき、衣類を質に入れたり売ったりして当面の難儀を凌ぐことができなくなります。このことを御賢察下さり、どうか古来からのとお許しになって下されば、永劫の国恩、どれほどにかありがたき幸せに存じ奉ります。以上。